

## 平成 23 年石油コンビナート等特別防災区域における異常現象発生状況（千葉県内）

### 1 異常現象発生状況の概況（平成 23 年・千葉県内）

- 異常現象の件数は 42 件。  
統計以来最多であった平成 18 年の 36 件を大きく上回る悪い数字。
- このうち、死傷者が発生した事故は 3 件（死者なし、負傷者 11 名）
- 東北地方太平洋沖地震及びその余震に起因する異常現象は、時間経過後に判明したものを含めて 16 件。
- 異常現象の個別詳細は、添付一覧表のとおり。

（参考）

#### ① 平成 23 年中の異常現象 42 件の現象別内訳（件数）

爆 発	火 災	漏 洩	破 損	その他
1	9	24	8	—

#### ② 過去 5 年の推移（件数）

H 19	H 20	H 21	H 22	H 23
20	23	22	31	42

### 2 異常現象増加の主な原因

- 東北地方太平洋沖地震及びその余震による（火災 1 件、漏洩 8 件、破損 7 件）
- 設備の腐食・劣化（施設の老朽化や管理不十分）
- 電力供給施設、計装設備の不具合
- 運転員の保安技術の低下、知識不足による初歩的なミス

### 3 防災本部の取り組み

#### （1）平成 23 年の取り組み

- ・ 注意喚起文書の送付（9月30日、再通知12月9日）
- ・ 重大な異常現象の早期情報の提供
- ・ 再発防止対策即時調査の実施
- ・ 事故防止対策等説明会の開催（11月18日）

#### （2）従来から実施していること

- ・ 事故内容の情報収集
- ・ 立入調査の実施（海上保安部、消防本部と連携）
- ・ 注意喚起と情報提供

（防災関係機関連絡会議（5/6）、特定事業所連絡会議（6/10）、各地区協議会総会などを活用）

## 平成23年 特別防災区域内の特定事業所に係る異常現象発生状況（千葉県内速報）

番号	種別	発生（発見）日時	発生場所	概要	損害額 (万円)	死傷者 (名)	備考
1	火災	1月18日(火) 12時19分	京葉臨海中南部地区	危険物移送取扱所の配管伸縮継手の取替工事において、配管内水洗作業中に、残留していた可燃性ガスに静電気により着火し、工事用防災シート及びダンパー車吸引ゴムホースに延焼した。	7万円	なし	レイアウト 危険物施設
2	漏洩	2月13日(日) 11時05分	京葉臨海中南部地区	第2接続改質装置を通常運転中、運転員がシフトロールにおいてエアフィンクーラーのチューブシート部からガス及び油分の漏洩を発見した。	1万円未満	なし	レイアウト 高圧混合施設
3	火災	3月11日(金) 15時47分	京葉臨海中南部地区 ※	東北地方太平洋沖地震発生後の15:15頃、茨城県沖地震発生時364番タンクが歪屈し、付近の配管が破損し内部流体であるLPGが漏洩したものと推測。15:18 ガスタンクヤード内のガス検知器発報。15:47頃、LPGタンクエリア付近で爆発火災が発生。これに付随し、合同事業所のアルコールケトン製造装置及び隣接事業所の一部が延焼したもの。 また、510番タンク（アスファルト）が爆発火災の影響により破損し、開口してアスファルトが海上に流出した。	調査中	負傷 6名	レイアウト 高圧ガス施設
4	漏洩	3月11日(金) 14時46分	京葉臨海中南部地区 ※	地震によりLNGタンク2基の液面計取り出し配管が折れ、そこからメタンガスが漏洩した。B-3TLは正液面計、B-5TLは正副液面の計取り出し配管から漏洩した。	800万円	なし	第二種 その他施設
5	漏洩	3月11日(金) 14時46分	京葉臨海北部地区 ※	屋内貯蔵所（高層倉庫）のラック（棚）に貯蔵されていた容器が地震により荷崩れを起こし落下、容器が破損し危険物が漏洩した。（18L缶35本）	35万円	なし	第一種 危険物施設
6	漏洩	3月11日(金) 14時46分	京葉臨海北部地区 ※	積み重ねられた容器が地震により荷崩れを起こし、容器が破損し危険物が漏洩した。（200Lドラム35本、18L缶3本）	107万円	なし	第一種 危険物施設
7	漏洩	3月11日(金) 14時46分	京葉臨海北部地区 ※	屋内貯蔵所（高層倉庫）のラック（棚）に貯蔵されていた容器が地震により荷崩れを起こし落下、容器が破損し危険物が漏洩した。（20L缶6498本）	900万円	なし	第一種 危険物施設
8	漏洩	3月11日(金) 15時10分	京葉臨海北部地区 ※	東北地方太平洋沖地震により防油堤内に液状化現象が起り、特定屋外タンク貯蔵所の付属施設であるベントタンク付近の配管を固定しているラックが動き、接続部（フランジ）が変形したことにより、配管内に残っていたガソリンが接続部から若干漏洩した。	1万円未満	なし	第一種 危険物施設

番号	種別	発生(発見)日時	発生場所	概要	損害額 (万円)	死傷者 (名)	備考
9	漏洩	3月11日(金) 15時15分	京葉臨海中西部地区 ※	東北地方太平洋沖地震発震後の避難途中の設備点検パトロールにおいて、超高压電力ケーブル検査設備のトランス室トランス1基より絶縁油が漏洩し、液状化現象により設置床の陥没によりできた床目地の隙間から地下に浸透しているのを発見した。	200万円	なし	第二種 その他施設
10	漏洩	3月12日(土) 17時45分	京葉臨海中西部地区 ※	3月11日に発生した地震を受け、12日に地震後のタンク点検を実施し、浮き屋根式タンク(103番)のルーフトレンから漏洩をタンクヤード内にて確認。また、タンク浮き屋根上にも油を確認し、タンクデッキ上に約40mmの割れを発見した。	1万円未満	なし	レイアウト 危険物施設
11	漏洩	3月14日(月) 11時35分	京葉臨海中西部地区 ※	3月14日に発生した地震後のタンク点検において、原油タンク(4番、浮き屋根式)のルーフトレンからの漏洩をタンクヤード内にて確認。また、タンク浮き屋根上にも油を発見したため、タンク内の油を移送した。タンクルーフ上の油を清掃後、ルーフ上の損傷を目視確認した結果、3か所からの漏洩を確認した。	1万円未満	なし	レイアウト 危険物施設
12	破損	3月16日(水) 11時40分	京葉臨海中西部地区 ※	東北地方太平洋沖地震及びその余震によりスロッシングが発生し、ガイドポールに過度の外力がかかり、ガイドポールの溶接線に亀裂が生じたもの。	調査中	なし	レイアウト 危険物施設
13	破損	3月23日(水) 13時56分	京葉臨海中西部地区 ※	東北地方太平洋沖地震及びその余震により、浮き屋根式タンク(ダブルデッキ)のポンツーン2カ所に亀裂が入り、原油約6Lがポンツーン2室に漏洩した。	調査中	なし	レイアウト 危険物施設
14	破損	3月24日(木) 11時00分	京葉臨海中西部地区 ※	東北地方太平洋沖地震及びその余震により、浮き屋根式タンクのポンツーンに亀裂が入り、原油約102Lがポンツーン6室に漏洩した。	調査中	なし	レイアウト 危険物施設
15	破損	3月31日(木) 14時30分	京葉臨海中西部地区 ※	東北地方太平洋沖地震及びその余震により、浮き屋根式タンクのポンツーンに亀裂が入り、ポンツーン2室に原油約34Lが漏洩した。	調査中	なし	レイアウト 危険物施設
16	破損	3月31日(木) 18時00分	京葉臨海中西部地区 ※	東北地方太平洋沖地震及びその余震により、浮き屋根式タンクのポンツーンに亀裂が入り、ポンツーン2室に原油約24Lが漏洩した。	調査中	なし	レイアウト 危険物施設
17	漏洩	4月11日(月) 17時16分	京葉臨海中西部地区	当日の地震の影響によるLNGタンク(B-3TL)の副液面計ガイドローラーねじ込み部の緩みにより、メタンガスが漏洩した。	400万円	なし	第二種 その他施設
18	火災	4月13日(水) 22時00分	京葉臨海中西部地区	2号炉の固形物ヤード(廃プラスチック)から出火した。	1万円未満	なし	第二種 その他施設

番号	種別	発生(発見)日時	発生場所	概要	損害額(万円)	死傷者(名)	備考
19	漏洩	4月14日(木) 9時10分	京葉臨海中南部地区	屋外タンク貯蔵所(灯油500kl)の受け入れ配管下部アース線より灯油が滴下しているのを点検中の作業員が発見。他の貯槽タンク及びタンクローリーに緊急移送した。タンク側板の断熱材固定リング板付近の貫通部からの漏洩と判明。	調査中	なし	レイアウト 危険物施設
20	破損	4月15日(金) 9時50分	京葉臨海中南部地区 ※	一連の地震後の点検で屋外タンク貯蔵所(浮き屋根式)のガイドポール下部溶接線に亀裂を発見した。スロッシングによる液面揺動により、ガイドポールに過度の応力がかかり、亀裂に至ったもの。	200万円	なし	レイアウト 危険物施設
21	漏洩	5月27日(金) 13時40分	京葉臨海中南部地区	1号硫酸タンク(28m <sup>3</sup> )下部ブロー配管の内面腐食により、濃硫酸が約300リットルほど防液堤内に漏えいした。	1万円未満	なし	第二種 危険物施設
22	漏洩	6月16日(木) 11時05分	京葉臨海中南部地区	フェノール製造装置の蒸留塔オーバーフローラインに詰まりが生じたため、バルブを閉止して単管を外し、バルブに溜まっていたスラッジを清掃したところ、バルブ不具合によりベンゼン及びクメンが漏洩した。	1万円未満	なし	レイアウト 高危混在施設
23	漏洩	6月19日(日) 21時45分	京葉臨海中南部地区	第3エチレン製造装置のチャージガス圧縮機吐出配管のドレン配管付近より分解ガソリンが70リットルほど漏洩した。保温不具合から雨水侵入による外面腐食により開孔したもの。	1万円未満	なし	レイアウト 高危混在施設
24	漏洩	6月22日(水) 1時40分	京葉臨海中南部地区	高密度ポリエチレン製造装置のタンク(D2108)に洗浄ヘキサンを受入中、タンク上部の大气放出ベント管からオーバーフローによりヘキサスが1.8klほど漏洩した。当該タンク液面計のゼロ点の狂いにより圧力異常を検知できなかったためと判明。	1万円未満	なし	レイアウト 高危混在施設
25	漏洩	7月2日(土) 15時10分	京葉臨海中南部地区	2号炉のユニットボイラ設備において、押し込送風機潤滑油ラインの配管(ゴム製エキスパンション部)劣化により潤滑油が225Lほど漏洩したもの。施設外への流出なし。	30万円	なし	第二種 危険物施設
26	破損	7月24日(日) 16時00分	京葉臨海中南部地区 ※	屋外タンク貯蔵所(内部浮き蓋式)が地震によるスロッシングのため、浮き屋根の揺動が発生し、ローリングサポートの車輪が脱線、その後タンクの運転継続による液面上昇、下降の繰り返しにより当該サポートが破損して浮き屋根上に落下したため、浮き屋根支柱を巻き込み、溶接線の一部を破断し浮き屋根上にシクロヘキサスが滞油した。	629万円	なし	レイアウト 危険物施設
27	漏洩	7月25日(月) 15時03分	京葉臨海中南部地区	開放点検中のVE-704タンクの配管バルブが微開になっていたところ、他のタンクのバルブ操作ミスにより内容物C9が当該タンクに流入し、タンクマンホールから防油堤に漏洩した。漏洩量は4.5kl程度。通報遅れがあった。	50万円	なし	第二種 危険物施設
28	火災	7月27日(水) 14時07分	京葉臨海中南部地区	リサイクル品保管倉庫におかれたフレコンパック内の廃プラスチックが何らかの原因で発火し、約2m <sup>3</sup> の廃プラスチックを焼損した。自然発火と推定。	1万円未満	なし	第一種 その他施設

番号	種別	発生(発見)日時	発生場所	概要	損害額 (万円)	死傷者 (名)	備考
29	火災	8月2日(火) 15時00分	京葉臨海中西部地区	事業所内に駐車していた車両が何らかの原因で出火し、運転席周辺を焼損した。消火器使用により消火した。(たばこの残り火が原因と推定)	調査中	なし	第二種 その他施設
30	漏洩	8月4日(木) 11時20分	京葉臨海中西部地区	屋外タンク貯蔵所の受け入れ配管の保温シール材劣化による雨水侵入から外面腐食が発生し、添加剤(第4類第4石油類)が20Lほど漏洩した。	1万円未満	なし	第一種 その他施設
31	漏洩	8月10日(水) 6時57分	京葉臨海中西部地区	ゴム溶解槽にスチレンモノマーを張り出し中、液面計への重合物付着によりゼロ点狂いとなりハイアラームが作動せず、もう1箇所の液面計の作動不良により張り込みが自動停止せず、ブリーザーバルブから漏洩した。漏洩量約1k1。	13万円	なし	レイアウト 危険物施設
32	漏洩	8月30日(火) 5時30分	京葉臨海中西部地区	作業員が原材料(可燃性固体 GE-C18)をドラムから反応槽に仕込み中、背後にあった同じ原料の入ったドラムのキャップが飛び、中身の液体が飛散して作業員1名が火傷を負った。(可燃性固体は90℃に加熱され、液体の状態であった。)	1万円未満	負傷 1名	第二種 危険物施設
33	漏洩	9月6日(火) 20時05分	京葉臨海中西部地区	移送取扱所の燃料油海送受入配管(トレンチ内)の外面腐食により、C重油が漏洩した。トレンチ内の雨水排水不良から長期間配管が水没し、腐食が進展開孔したもの。漏洩量:約1.4k1	700万円	なし	第一種 危険物施設
34	火災	9月9日(金) 6時20分	京葉臨海中西部地区	1号硝子溶解炉に穴が開いているのに気付かず、硝子素地が地下のケーブルダクトに漏れ出て、電気ケーブルから出火し焼損した。漏洩量:約3t	2300万円	なし	第二種 危険物施設
35	破損	9月22日(木) 8時20分	京葉臨海中西部地区	南岸エリアの壁移送取扱所の流出油等防止堤(土盛り構造)が前日の台風15号による高波に洗掘されて3箇所で10~15mほど破損した。(当日朝の点検で破損を確認した。)	1万円以下	なし	レイアウト 危険物施設
36	火災	9月24日(土) 21時57分	京葉臨海中西部地区	CFS設備電気ボックスの火災。電気ケーブルを焼損した。	10万円	なし	レイアウト その他事絶
37	漏洩	9月26日(月) 3時10分	京葉臨海中西部地区	台風による雨水を油水分離装置へ送水中、ドリップファンネルに堆積した枯葉・鉄くずにより流れが悪くなり、廃油(第4類第一石油類)の混ざった水が排水溝から海上に流出した。漏洩量:約4L程度。	1万円未満	なし	レイアウト その他施設
38	漏洩	10月23日(日) 10時33分	京葉臨海中西部地区	エチレン製造装置のプロピレン水添反応系リサイクルポンプのメカニカルシール部からプロピレンが漏洩した。漏洩量:約360L	52万円	なし	レイアウト 高危険在施設
39	火災	10月30日(日) 10時50分	京葉臨海中西部地区	第7コークス炉内で赤熱コークスがベルトコンベア上に落下し、約20mを焼損した。	調査中	なし	レイアウト その他施設

番号	種別	発生(発見)日時	発生場所	概要	損害額(万円)	死傷者(名)	備考
40	漏洩	11月18日 9時00分	京葉臨海中西部地区	屋外貯蔵タンク(No.1) 付属配管の伸縮部からC重油が20Lほど漏洩した。	14万円	なし	第二種 危険物施設
41	爆発	12月2日(金) 9時54分	京葉臨海中西部地区	硫酸貯蔵タンクの側板補修のためグラインダーにて整形作業中、何らかの原因で爆発した。硫酸タンク1基全壊。建物6棟が屋根、壁、硝子等を破損。 硫酸タンク：貯蔵量200kl 発災時貯蔵量139トン 直径6m	調査中	負傷者4名	第一種 その他施設
42	火災	12月9日(金) 10時01分	京葉臨海中西部地区	動力装置内のH電気室(12EH)において周波数継電器の誤作動により周波数低下を検知したため作業員が対応したが、インターロックの知識不足による誤操作による母線短絡により配電盤内で出火した。	調査中	なし	レイアウト その他施設

(注)

- 1 青字は消防機関の精査が行われていないもの。
- 2 発生場所の※印は、東北地方太平洋沖地震及びその余震に起因するもの。

現象別件数	[件]
爆発	1
火災	9
漏洩	24
破損	8
その他	—

区域別件数	[件]
京葉臨海北部地区	4
京葉臨海中西部地区	38
京葉臨海南西部地区	0

事業所区分別件数	[件]
レイアウト規制	23
第一種	8
第二種	11

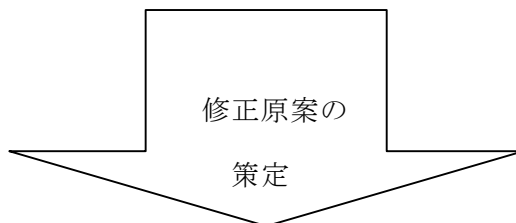
施設区分別件数	[件]
危険物施設	24
高圧ガス施設	1
高危混在	5
その他	12

人的被害 [人]	
死者	0
負傷者	11

今後の千葉県石油コンビナート等防災計画修正スケジュールについて

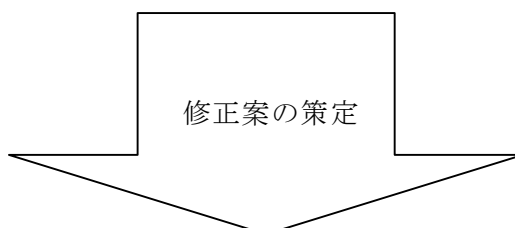
□ 千葉県石油コンビナート等防災本部幹事会：平成24年1月19日（木）

○ 千葉県石油コンビナート等防災計画（平成23年度修正）素案について



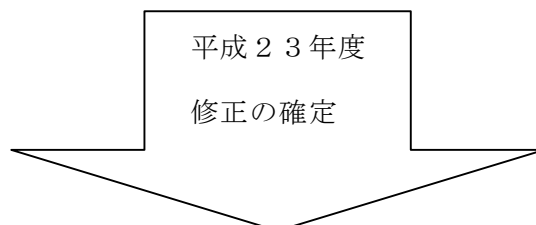
□ パブリックコメント（ちばづくり県民コメント制度）実施：平成24年2月

修正原案に対する県民からの意見募集（約1カ月間程度）



□ 千葉県石油コンビナート等防災本部本部員会議：平成24年3月下旬

○ 千葉県石油コンビナート等防災計画（平成23年度修正）案の審議



千葉県石油コンビナート等防災計画（平成23年度修正）

## 千葉県石油コンビナート等防災本部条例

昭和51年10月21日

千葉県条例第30号

〔改正〕平成13年7月6日

千葉県条例第33号

〔改正〕平成17年7月22日

千葉県条例第57号

(趣旨)

第1条 この条例は、石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号。以下「法」という。）第28条第9項の規定により、千葉県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(本部員)

第2条 法第28条第5項第4号、第6号及び第9号に掲げる本部員の定数は、それぞれ11人以内、3人以内及び5人以内とする。

2 法第28条第5項第9号に掲げる本部員の任期は、2年とする。ただし、補欠の本部員の任期は、その前任者の残任期間とする。

(幹事)

第3条 防災本部に、幹事60人以内を置く。

2 幹事は、防災本部の本部員の属する機関又は特定事業所の職員のうちから、知事が任命する。

3 幹事は、防災本部の所掌事務について、本部員及び専門員を補佐する。

(部会)

第4条 防災本部は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき本部員及び専門員は、本部長が指名する。

3 部会に部会長を置き、本部長の指名する本部員をもってこれに充てる。

4 部会長は、部会の事務を掌理する。

5 部会長に事故があるときは、部会に属する本部員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

(議事等)

第5条 この条例に定めるもののほか、防災本部の議事その他防災本部の運営に関し必要な事項は、本部長が防災本部に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から起算して3月を越えない範囲内において規則で定める日から施行する。

(千葉県行政組織条例の一部改正)

2 千葉県行政組織条例（昭和32年千葉県条例第31号）の一部を次のように改正する。

第36条中「並びに国土利用計画法」を、「国土利用計画法」に改め、「千葉県土地利用審査会の組織及び運営」の下に「並びに石油コンビナート等災害防止法（昭和50年法律第84号）第28条第8項の規定により設置される千葉県石油コンビナート等防災本部の組織及び運営」を加え、「及び千葉県土地利用審査会条例（昭和49年千葉県条例第54号）」「千葉県土地利用審査会条例（昭和49年千葉県条例第54号）及び千葉県石油コンビナート等防災本部条例（昭和51年千葉県条例第30号）」に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。（平成13年7月6日条例第33号）

この条例は、公布の日から施行する。（平成17年7月22日条例第57号）



# 千葉県石油コンビナート等防災本部運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、千葉県石油コンビナート等防災本部条例（昭和51年千葉県条例第30号）第5条の規定により、千葉県石油コンビナート等防災本部（以下「防災本部」という。）の議事及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(会議)

第2条 防災本部員会議は、本部長が招集し、議長となる。

2 本部員は、本部員会議の開催の必要があると認めるときは、本部長に会議の招集を求めることができる。

(委任による処理)

第3条 防災本部の権限に属する事項で、その議決により特に指定したものは、本部長において処理することができる。

2 本部長は、前項の規定により処理したときは、次の本部員会議にこれを報告しなければならない。

(部会)

第4条 部会は、部会長が招集する。

2 部会長は、部会を招集するときはあらかじめ本部長にこれを通知しなければならない。

3 部会長は、部会の経過及び結果を本部員会議に報告しなければならない。

4 専門員は、当該専門の事項に関する調査が終了したときは、解任させるものとする。

(幹事会)

第5条 防災本部に幹事会を置く。

2 本部長は、必要の都度幹事を招集して事務を処理させることができる。

(委任)

第6条 前2条に定めるもののほか、部会及び幹事会の組織及び運営に関し必要な事項は、部会長及び幹事会長がそれぞれ、部会及び幹事会に諮って定める。

(事務局)

第7条 防災本部の事務局は、県防災危機管理監消防課に置き、防災本部の事務を処理する。

(事務局員)

第7条の2 防災本部の事務局員を次のとおり区分する。

- 一 事務局長
- 二 次 長
- 三 事務局職員

2 防災本部事務局長は、県副防災危機管理監の職にある者をもって充て、次長は、県防災危機管理監防災危機管理課長及び同消防課長の職にある者をもって充てる。

3 本部事務局職員は、本部長が指名する者をもって充てる。

附 則

この規則は、昭和51年12月9日から施行する。

この規則は、昭和56年7月17日から施行する。

この規則は、平成8年4月1日から施行する。

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

# 千葉県石油コンビナート等防災本部の権限に

## 属する事項のうち本部長において処理できる事項

昭和54年2月6日

本部員会議審議決定

千葉県石油コンビナート等防災本部運営規則第3条の規定により、次の事項は本部長において処理することができる。

- 1 千葉県石油コンビナート等防災計画の軽易な修正を行うこと（石油コンビナート等災害防止法（以下「法」という。）第31条）。
- 2 軽微な災害が発生した場合において、次の事項を実施すること（法第27条）。
  - (1) 防災に関する情報の収集伝達。
  - (2) 関係機関等が千葉県石油コンビナート等防災計画に基づいて実施する災害応急対策及び災害復旧  
に関する連絡調整及び協力要請。
  - (3) 現地防災本部及び現地連絡班に対し行う、災害応急対策の実施に関する必要な指示。
- 3 防災に関する調査研究及び広報を行うこと（法第27条）。
- 4 その他軽易な事項を行うこと。

# 石油コンビナート等災害防止法（抜粋）

（昭和五十年十二月十七日法律第八十四号）

（防災本部の組織）

第二十八条 防災本部は、本部長及び本部員をもつて組織する。

2 本部長は、当該防災本部を設置する都道府県の知事をもつて充てる。

3 本部長は、防災本部の事務を総括する。

4 本部長に事故があるときは、あらかじめその指名する本部員がその職務を代理する。

5 本部員は、次に掲げる者をもつて充てる。

一 当該都道府県の区域内に所在する特別防災区域の全部又は一部を管轄する特定地方行政機関の長又はその指名する職員

二 当該都道府県を警備区域とする陸上自衛隊の方面総監又はその指名する部隊若しくは機関の長

三 警視総監又は当該道府県の道府県警察本部長

四 当該都道府県の知事がその部内の職員のうちから指名する者

五 当該都道府県の区域内の市町村のうち、その区域内に特別防災区域が所在する市町村の市町村長

六 当該都道府県の区域内の市町村（前号に規定する市町村を除く。）のうち、当該都道府県の知事が特別防災区域に係る防災に関し必要と認めて指定する市町村の市町村長

七 前二号に規定する市町村の消防長（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）

八 当該都道府県の区域内に所在する特別防災区域ごとに、当該特別防災区域内の特定事業所に係る特定事業者を代表する者

九 その他当該都道府県の知事が必要と認めて任命する者

6 防災本部に、専門の事項を調査させるため、専門員を置くことができる。

7 専門員は、関係地方行政機関の職員、当該都道府県の職員、当該都道府県の区域内の関係市町村の職員、関係公共機関の職員、関係特定事業所の職員及び学識経験のある者のうちから、当該都道府県の知事が任命する。

8 本部長は、特別防災区域において発生した災害の応急対策の実施について必要があると認めるときは、消防庁長官に対し、専門的知識を有する職員を防災本部に派遣するよう要請することができる。この場合において、消防庁長官は、適任と認める職員を派遣しなければならない。

9 前各項に定めるもののほか、防災本部の組織及び運営に関し必要な事項は、政令で定める基準に従つて当該都道府県の条例で定める。

# 千葉県石油コンビナート防災アセスメント検討部会設置要綱

## (設置)

第1条 千葉県が委託して実施する千葉県石油コンビナート防災アセスメント事業（以下「防災アセスメント」という。）において、防災アセスメントを行う際の調査範囲の検討やアセスメント実施方法に関する指導助言及びアセスメント実施結果に対する考察を専門的見地から行うため、千葉県石油コンビナート等防災本部条例（昭和51年条例第30号）第4条第1項の規定により、千葉県石油コンビナート防災アセスメント検討部会（以下「部会」という。）を設置する。

## (組織)

第2条 部会は、別表に掲げる者（以下「委員」という。）をもって組織する。

## (所掌事務)

第3条 部会は、千葉県石油コンビナート等防災計画（以下「防災計画」という。）の修正に係る基礎資料を得るために実施する防災アセスメントにおいて、専門的見地から調査範囲の検討や実施方法に関する指導助言及び実施結果に対する考察を行う。

2 部会は、東日本大震災による被害や初動体制等の防災上の課題について検討を行い、防災計画修正（案）を取りまとめる。

## (会議)

第4条 部会は、部会長が必要に応じて招集し、議長となる。

2 部会に所属する委員は、必要があると認めるときは、部会長に部会の招集を求めることができる。

3 部会を招集するときは、日時、場所及び議題を定め、あらかじめ委員に通知するものとする。

## (議事)

第5条 部会の議事は、部会長が主宰する。

2 部会長は、必要があると認めるときは、委員以外の関係者の出席を求めることができる。

## (部会の記録)

第6条 部会長は、部会の記録を作成しておかなければならない。

## (結果報告)

第7条 部会長は、部会の経過及び結果を千葉県石油コンビナート等防災本部本部員会議に報告しなければならない。

## (庶務)

第8条 部会の庶務は、県防災危機管理監消防課において処理する。

## (その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、部会の運営に関し必要な事項は、部会長がその都度定める。

## 附 則

この要綱は、平成21年9月17日から施行する。

この要綱は、平成22年11月16日から施行し、防災アセスメント実施結果に伴う防災計画の修正をもって、その効力を失う。

この要綱は、平成23年7月5日から施行し、東日本大震災に係る課題の検討に伴う防災計画の修正をもって、その効力を失う。

## 別表

	氏 名	役 職 名
専門員	須 川 修 身	諏訪東京理科大学 システム工学部機械システム工学科 教授
専門員	山 崎 文 雄	千葉大学大学院 工学研究科 教授
専門員	大 谷 英 雄	横浜国立大学大学院 環境情報研究院 教授
専門員	座 間 信 作	総務省消防庁消防大学校 消防研究センター 火災災害調査部長
専門員	山 本 正 己	元 石油連盟技術環境安全部 保安防災アドバイザー
専門員	平 野 亜希子	財団法人消防科学総合センター 研究開発部 調査研究第1課 研究員
専門員	関 川 吉 明	富士石油株式会社専務取締役袖ヶ浦製油所長
本部員	川 名 正 則	市原市消防局長
部会長 本部員	岩 舘 和 彦	千葉県防災危機管理監
専門員	石 井 清 孝	千葉県副防災危機管理監
専門員	山 田 伸	千葉県商工労働部保安課長
専門員	安 西 隆	千葉県防災危機管理監消防課長